

八ツ場ダムの建設推進を求める意見書

八ツ場ダムは、本市にとって利水及び治水はもとより、市民の生命・財産を守る観点から必要不可欠なダムである。

埼玉県は、現在、八ツ場ダムの完成を前提として設定された暫定水利権に基づき、県民約160万人分の使用量に相当する水道水をまかなうため、取水を行っている。

本市においても水道水を安定的に供給するため、埼玉県が実施している県営水道から水道水の供給を受けるとともに、全国有数の農業地域である本市においては、効率的で安定した農業経営を図るために、農業生産の基礎となる農業用水を利根川水系から供給を受けている。また、利根川流域に市域を有するため利根川の洪水から市民の生命・財産を守る必要がある。

このように、八ツ場ダムの建設は、利根川流域の本市の住民の安全と安定的に水を確保するために必要である。また、国策として関係住民や地方自治体の負担の上に進められてきた事業であり、国の責任において事業を推進し完遂させるべきである。

国においては、関係地方自治体との十分な協議の上、八ツ場ダムの建設を推進するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月21日

深 谷 市 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
国 土 交 通 大 臣	前 原 誠 司 様